

日向市行財政改革大綱 (案)

平成29年1月

日向市

目 次

はじめに	1
------	---

これまでの行財政改革の取組状況

1	これまでの行財政改革の取組	2
2	第5次日向市行政改革大綱の実績（平成24年度～平成27年度）	3
	（1）重点項目1：債権管理の推進	
	（2）重点項目2：積極的かつ効果的な民間委託の推進	
	（3）重点項目3：協働のまちづくり推進体制の充実	
	（4）重点項目4：庁内分権の推進	
	（5）実施項目の主な成果	
3	第2次日向市財政改革プランの実績（平成24年度～平成26年度）	5
	（1）収支改善額（中期財政見通しにおける収支不足額の改善）	
	（2）財政健全化に向けた財政指標	
	（3）市債の残高	
	（4）主要3基金の残高	
4	今後の課題	8

本市の現状

1	人口の推移	9
	（1）人口構成	
	（2）人口推計	
2	財政の状況	10
	（1）歳入の状況	
	（2）歳出の状況	
	（3）経常収支比率・健全化判断比率の状況	
	（4）市債残高の状況	
	（5）基金残高の状況	
	（6）合併特例期間後の地方交付税の推移（平成29年度～平成32年度）	
	（7）公共施設（建物系施設）の保有状況	
	（8）中期財政見通し（平成29年度～平成32年度）	

新たな行財政改革の基本的な考え方

1	本大綱の位置付け	17
2	推進期間	17
3	基本的な方向性	17
	(1) 地域経営の推進	
	(2) 効率的な行政経営の確立	
	(3) 持続可能な財政基盤の強化	
4	主な財政目標	20
	(1) 収支不足見込額の改善	
	(2) 市債残高の圧縮	
	(3) 主な財政指標の改善	

具体的な取組

1	地域経営の推進	21
	(1) 市民に分かりやすい市政情報の発信	
	(2) 市民サービスの充実	
	(3) 市民との協働の推進と地域活動の活性化	
2	効率的な行政経営の確立	22
	(1) 積極的かつ効果的な民間活力の導入	
	(2) 簡素で効率的な組織の運営	
	(3) 人材の育成・活用	
	(4) 定員管理・給与の適正化	
3	持続可能な財政基盤の強化	23
	(1) 経営視点に立った財政運営	
	(2) 自主財源等の歳入確保	
	(3) 不断の歳出改革と将来負担の軽減	
4	実施計画	25

(参考資料)

推進体制	27
策定経過	29

はじめに

本市では、昭和60年12月に「日向市行政改革大綱」を策定して以降、これまで5回にわたり行政改革大綱を策定しました。

また、平成19年3月には「日向市財政改革プラン」を策定し、行財政基盤の強化や協働のまちづくりの推進体制の充実、市民サービスの向上など、様々な行財政改革に取り組んできました。

平成24年3月に策定した「第5向日向市行政改革大綱」及び「第2向日向市財政改革プラン」では、組織機構の見直し、一般ごみ収集業務や学校給食調理業務への民間活力の導入、経常経費の削減、市債残高の圧縮などを行い、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、地方分権の進展や少子高齢化・人口減少社会に伴う、社会経済情勢の変化による市民ニーズの多様化・複雑化など、地方自治体を取り巻く状況はさらに厳しさを増しています。

また、社会保障費、防災対策費、公共施設の老朽化に伴う更新費用などの財政需要は増加する反面、合併算定替に伴う地方交付税の減額など歳入の減少が見込まれており、本市の行財政経営はますます厳しくなることが懸念されます。

このような時代の変化に柔軟に対応し、市民サービスを安定的に提供するためには、限られた経営資源（人・もの・金）を効果的・効率的に活用し、スピード感を持った行財政経営に取り組むことが必要となります。

そのため、本市の最上位計画である「第2向日向市総合計画」に掲げる施策を着実に推進し、質の高い市民サービスを提供していく基盤づくりの強化の取組を「日向市行財政改革大綱」として定めます。

平成29年1月

日向市長 十屋幸平

これまでの行財政改革の取組状況

1 これまでの行財政改革の取組

本市では、「日向市行政改革大綱（昭和60年）」から「第5次日向市行政改革大綱（平成24年）」に至るまで5次にわたり行政改革大綱を策定し、効率的な行財政経営の実現と市民サービスの向上に取り組んできました。

また、財政面においても、収支不足の改善や社会経済情勢の変化に対応するため、「日向市財政改革プラン（平成19年）」及び「第2次日向市財政改革プラン（平成24年）」を順次策定し、財政改革の具体的な取組を推進してきました。

昭和60年12月	日向市行政改革大綱（第1次） 昭和60年度～平成2年度
平成8年1月	日向市行政改革大綱（第2次） 平成8年度～平成12年度
平成13年10月	日向市第3次行政改革大綱 平成13年度～平成18年度 【基本理念】 効率的で効果的な行政の推進 市民の視点に立った市民本位の行政の確立
平成19年3月	新しい日向市行政改革大綱（第4次） ～新時代の地域経営を目指して～ 平成19年度～平成23年度 【基本姿勢】 市民の目線に立った行政経営の推進 成果志向の行政経営の推進 協働の視点による行政経営の推進 日向市財政改革プラン（第1次） ～将来世代へ持続可能な健全財政を目指す改革推進プログラム～ 平成19年度～平成21年度
平成24年3月	第5次日向市行政改革大綱 平成24年度～平成28年度 【基本理念】 健全で持続可能な行財政運営 「新しい公共空間」の創出と市民満足度の向上 第2次日向市財政改革プラン ～未来へつづく豊かなまち日向市を目指す財政改革プログラム～ 平成24年度～平成26年度

2 第5次日向市行政改革大綱の実績（平成24年度～平成27年度）

第5次日向市行政改革大綱では、「健全で持続可能な行財政運営」と「『新しい公共空間』の創出と市民満足度の向上」を基本理念に掲げ、4つの重点項目と36の実施項目を設定し、行政改革に取り組んできました。その結果、平成27年度までの実績として約3億7,000万円の歳出削減効果を図ることができました。

（1）重点項目1：債権管理の推進

債権管理の包括的な指針として平成25年4月に債権管理条例を施行し、税務課に債権管理室を設置しました。

また、債権管理計画や債権管理マニュアルを策定し、その徹底を図りながら全庁的な未収債権の圧縮に取り組みました。

（2）重点項目2：積極的かつ効果的な民間委託の推進

一般ごみ収集業務については、平成24年4月から一部区域の民間委託を実施し、平成26年4月には委託区域を拡大しました。

また、学校給食調理業務については、平成27年4月から新施設の供用開始に合わせて民間委託を実施しました。

（3）重点項目3：協働のまちづくり推進体制の充実

平成24年6月に東郷地区にまちづくり協議会が設立され、平成22年度に設立された細島・平岩・塩見の3地区のまちづくり協議会と同様に活動支援を行いました。地域住民が主体となった地域づくりを促進することで、「かき小屋フェア」「平岩ふれあい朝市」「塩見ウォーク」「牧水の里の夏祭り」など、様々な地域振興イベントが開催されました。

また、市民協働への理解を深めるため、職員に対して定期的に研修を行いました。

（4）重点項目4：庁内分権の推進

より効率的かつ迅速な行政運営を行うことができるよう、平成27年4月に財務規則を見直し、契約事務など部長の権限を拡大しました。

また、部からの提案による組織改編を行うなど、部のマネジメント能力を活かした庁内分権の推進に取り組みました。

(5) 実施項目の主な成果

- ・平成24年1月から自治体クラウド¹システムの運用を開始し、外部のデータセンターを活用することで、災害発生時のリスク回避やメンテナンスコストの削減を行いました。
- ・平成25年3月から指定管理者が管理運営する施設について、管理運営状況を的確に点検、評価するための指針として日向市指定管理者制度導入施設モニタリング指針を制定しました。
- ・平成25年4月から市税などの支払がコンビニエンスストアでできるようになりました。
- ・平成26年4月から下水道事業会計を公営企業会計²に移行し、経費負担区分の明確化や経理内容の透明性の向上を図り、経営基盤を強化しました。
- ・平成27年11月から職員一人ひとりの能力ややる気を高め、組織力を強化することを目的とした人事評価制度の導入に向けた試行を行いました。

用語説明

- 1 自治体クラウド これまで自治体ごとに運用してきた情報システムに代わって、外部のデータセンターにあるシステムを複数の自治体が共同で利用することです。
- 2 公営企業会計 地方公共団体の行う事業のうち、主にその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので、地方財政上は、地方公営企業法の全部又は一部が適用される公営企業の会計です。本市では、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計が該当します。

3 第2次日向市財政改革プランの実績（平成24年度～平成26年度）

第2次日向市財政改革プランでは、財政指標などの数値目標を定めることで、着実な推進を図り、財政の健全化に努めました。

（1）収支改善額（中期財政見通しにおける収支不足額の改善）

平成24年度から平成26年度までの中期財政見通しにおける6億1,200万円の収支不足額の解消と併せて、合併特例期間の終了後の普通交付税減額に備えた基金の積み増しを3億円行うことを目標としていましたが、各年度の実質収支³が黒字決算となり、決算剰余金を累計で12億7,000万円積み増しすることができました。

（2）財政健全化に向けた財政指標

財政指標の実績

指標名	目標 (平成26年度末)	実績 (平成26年度決算)	指標の説明
経常収支比率	90.0%以下	89.8%	地方公共団体の財政構造の弾力性を表す比率で、この比率が低いほど、政策的に使える財源が豊かであることを示します。一般的に85%以上になると危険ゾーンと言われています。
実質公債費比率	14.0%以下	12.7%	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、標準財政規模 ⁴ に対する割合で表すもので、3ヶ年平均の数値で算出されます。
将来負担比率	110.0%以下	89.1%	地方公共団体の借入金（地方債）などの将来負担しなければならない負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表すものです。

経常収支比率

平成24年度から平成26年度までの決算を見ると、年々増加した社会保障費などに伴い経常的な支出額が増えましたが、市税や地方消費税交付金などの伸びにより、一般財源⁵の収入額も増加したため、経常収支比率の上昇を抑制することができました。

健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標のうち、本市の債務（借金）の割合を表す「実質公債費比率」と「将来負担比率」は、「第2次日向市財政改革プラン」に基づく市債⁶残高の圧縮や基金の積み増しが進んだことにより、改善が図られました。

用語説明

- 3 実質収支 その年度の歳入歳出差引額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき一般財源（⁵）を差し引いたものです。この実質収支が黒字となり決算剰余金が出た場合、本市ではこの決算剰余金の半分程度を財政調整のための基金に積み立て、将来の財政需要に備えています。
- 4 標準財政規模 地方公共団体の財政規模を比較する際に、単純な金額の比較は難しいため、地方税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源ベースで標準的な財政規模を示すものです。
- 5 一般財源 用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税などがあります。これに対し国庫補助金や地方債など、用途が特定されている財源を特定財源といいます。
- 6 市債 市が発行する地方債のことで、いわゆる市の借金です。市が資金調達のために負担する債務のうち、その返済が一般会計年度を越えて行われます。

(3)市債の残高

市債残高の実績

年度	目標	実績	目標達成額 (-)
平成 24 年度	348 億 1,000 万円以下	348 億 100 万円	900 万円
平成 25 年度	344 億 5,000 万円以下	342 億 8,600 万円	1 億 6,400 万円
平成 26 年度	342 億 4,000 万円以下	345 億 1,800 万円	2 億 7,800 万円

市債残高については、新規発行額の抑制などにより、年々圧縮が図られています。

なお、平成 26 年度末の残高においては、国道 10 号拡幅代行買収に伴う用地取得事業債の発行(約 5 億 8,000 万円)により一時的な増加となりましたが、この用地取得事業債の償還費用については、後年度、国から全額補てんされます。

【参考】市債残高の内訳

年度	全体残高 (前表の「実績」)	内 訳	
		普通建設事業等に係る 通常の借入分	臨時財政対策債に 係る分
平成 24 年度	348 億 100 万円	258 億 7,100 万円	89 億 3,000 万円
平成 25 年度	342 億 8,600 万円	246 億 8,700 万円	95 億 9,900 万円
平成 26 年度	345 億 1,800 万円	243 億 9,200 万円	101 億 2,600 万円

また、市債の全体残高を、普通建設事業⁷等に係る通常の借入分と、臨時財政対策債⁸に係る分に分けて見ると、通常の借入分に係る残高は年々減少していますが、臨時財政対策債に係る分は増加しています。

臨時財政対策債は、地方交付税⁹総額に対する財源不足を補う代替財源として地方自治体が発行する特例債であるため、償還費用については後年度の地方交付税で措置されます。

用語説明

- 7 普通建設事業 道路、橋りょう、学校、庁舎などの公共施設の新増設などの建設事業です。災害復旧事業、失業対策事業と合わせて投資的経費(その支出の効果が資本形成に向けられ、施設などがストックとして将来に残るものに支出される経費)と呼ばれます。
- 8 臨時財政対策債 地方一般財源の不足分を、国と地方が折半して穴埋めするために発行された地方債です。後年度、償還する時に 100%交付税で措置されるため、交付税の代わりになる財源として使われます。
- 9 地方交付税 全国どの地域に住んでいても一定水準の行政サービスを受けられるように、地方自治体間の税収の不均衡を調整し、国税収入の一定割合を財政力の弱い自治体に再分配する制度です。

(4) 主要3基金の残高

主要3基金残高の実績

年度	目標	実績	目標達成度 (-)
平成24年度	43億5,300万円以上	47億1,300万円	3億6,000万円
平成25年度	44億8,500万円以上	57億4,000万円	12億5,500万円
平成26年度	45億8,500万円以上	60億4,600万円	14億6,100万円

平成26年度末における主要3基金の合計残高は、設定していた目標を大きく上回る結果となりました。これは、厳しい財政状況にもかかわらず、「第2次日向市財政改革プラン」に基づき、経常経費の削減などに努めた結果、基金取崩しの抑制が図られたことによるものです。

【参考】主要3基金の内訳

基金名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
財政調整積立基金 ¹⁰	目標	24億6,000万円	24億9,200万円	24億9,200万円
	実績	25億1,500万円	29億3,700万円	32億3,800万円
減債基金	目標	4億1,100万円	4億1,100万円	4億1,100万円
	実績	4億1,100万円	4億1,100万円	4億1,100万円
公共施設整備等 資金積立基金	目標	14億8,200万円	15億8,200万円	16億8,200万円
	実績	17億8,700万円	23億9,200万円	23億9,700万円

用語説明

10 財政調整積立基金 地方自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。災害など緊急時の支出増加や予期しない収入減少の影響を抑制するなど、将来負担の軽減を図り、今後の財政基盤を強化する上でも、大変重要な基金です。

4 今後の課題

「第5次日向市行政改革大綱」及び「第2次日向市財政改革プラン」の実績を見ると、一部目標を達成できなかった項目はあるものの、一定の成果が得られました。

特に両計画の重複期間においては、一体的な取組を展開し、全庁的な行財政改革に努めた結果、収支不足額や財政指標の改善、市債残高の圧縮を進めることができました。そのため、当初見込まれていた収支不足額を補うための基金の取崩しも抑制されるなど、財政状況は改善傾向であると言えます。

しかしながら、合併後10年が経過した本市は、合併特例期間の終了に伴う普通交付税の段階的減額が始まったことに加え、社会保障費、防災対策費、公共施設の老朽化に伴う更新費用などの財政需要の増加が見込まれており、今後の行財政経営はこれまで以上に厳しいものになると予想されます。

特に、生産年齢人口の減少に伴う税収減及び少子高齢化に伴う社会保障費の伸びは、全国的にも今後ますます進行すると考えられており、本市も、政策的な対策を講じるとともに、将来の人口規模を見越した行財政経営を図らなければなりません。

また、地方分権の進展や社会経済情勢の変化に伴い、様々な行政課題が生じることが予想されますが、地方自治体は、厳しい局面の中でも、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、適切な行政サービスを提供する義務があります。

このような状況と課題を踏まえ、今後の本市を取り巻く環境に対応していくために、スピード感を持った行財政経営に努めながら、中長期的に安定した財政基盤の強化を図る必要があります。

そのため、「第5次日向市行政改革大綱」「第2次日向市財政改革プラン」の基本的な項目を踏襲し、行財政改革の取組を緩めることなく、継続して推進していくことが必要です。

また、改革面だけでなく、限られた経営資源（人・もの・金）の効果的・効率的な活用とともに、市民と協働した地域資源の活用も重要になります。

将来にわたって質の高い市民サービスを安定的に提供していくため、行政だけでなく市民一人ひとりもコスト意識を持ち、真に必要な事業の選択と集中を行うことで、健全で持続可能な地域づくりを目指す取組が求められます。

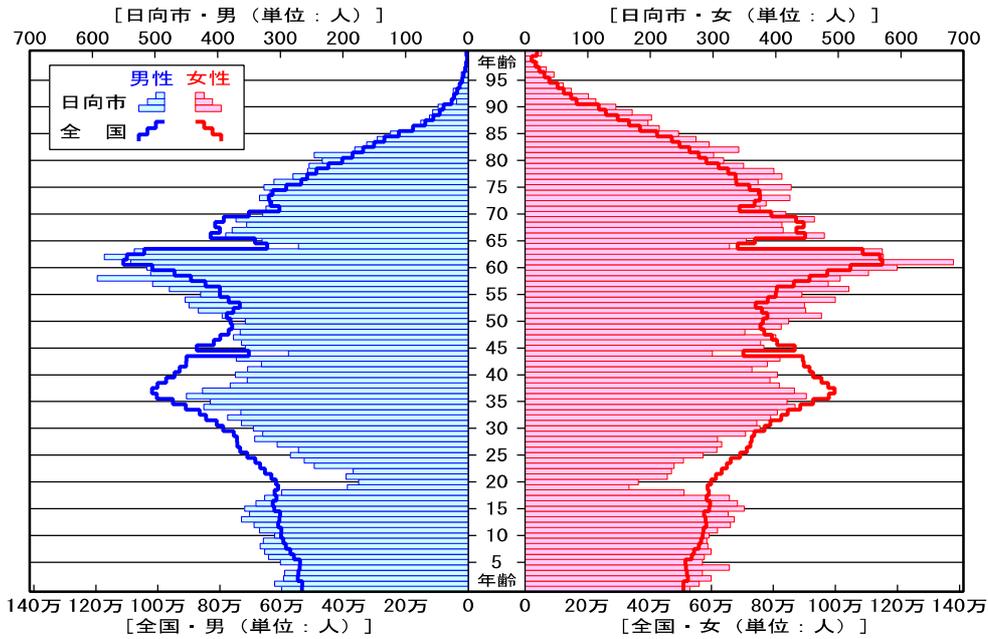
本市の現状

1 人口の推移

(1) 人口構成

人口構成（性別、年齢別）について、本市と全国を比較すると、10代後半から40代半ばまでの世代が著しく少ない状況となっています。

日向市と全国の人口構成の比較

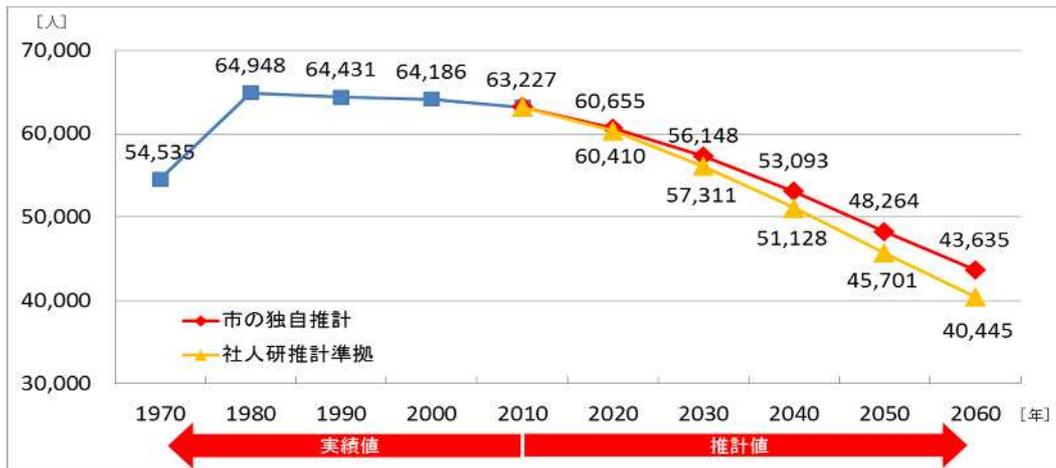


※ 平成22年国勢調査より作成

(2) 人口推計

人口推計について、本市が平成27年10月に策定した「日向市人口ビジョン」と国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成25年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」を見ると、どちらの推計においても大幅な人口の減少が推計されています。

人口推計



(資料：日向市人口ビジョンより)

2 財政の状況

(1) 歳入の状況

過去10年間における本市の歳入推移を見ると、国県支出金などの増により決算額は増加していますが、自主財源¹¹の割合は減少傾向にあります。

しかし、平成27年度決算における自主財源比率は、ふるさと日向市応援寄附金の増により、前年度に比べ1.5%上昇しました。

今後は、普通交付税が合併特例期間の終了に伴い平成28年度から段階的に減額される上、生産年齢人口の減少に伴う税収減が懸念されています。

普通会計¹² 歳入決算額の推移



(2) 歳出の状況

過去10年間における本市の歳出推移を見ると、義務的経費¹³のうち、人件費は減少傾向ですが、扶助費¹⁴は年々増加しており、特に平成27年度は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、前年度比10%を超える決算額となりました。この扶助費については、少子高齢化の進行などにより、今後も増え続けることが予想されます。

また、投資的経費については、国の経済対策などの影響で増減していますが、平成28年度から平成29年度までは、新庁舎建設に伴う事業費により大きく増加する予定です。

用語説明

- 11 自主財源 地方自治体が自主的に収入できる財源で、地方税、使用料、手数料、財産収入などのことです。自主財源が多いと市の自由度が高まります。自主財源が少ないと国や県への依存が高まり、市の自由度は低くなります。
- 12 普通会計 「一般会計」と「公営事業会計以外の特別会計」を合算した統計処理上の会計を指します。
- 13 義務的経費 地方自治体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない硬直性の強い経費です。一般的に、人件費・扶助費・公債費で構成されます。
- 14 扶助費 社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障がい者などへの様々な支援に要する経費です。

普通会計歳出決算額の推移



(3) 経常収支比率・健全化判断比率の状況

直近5年間の財政指標の状況を見ると、経常収支比率は平成25年度を除き、少しずつ高くなっています。これは、主に扶助費などの影響により義務的経費が増加しているためですが、経常経費の見直しや削減に努め、できる限り経常収支比率上昇の抑制を図っています。

また、健全化判断比率については、市債発行の抑制や基金の積み増しなどにより、年々改善されていますが、今後はこれまで以上に厳しい財政状況が懸念されますので、引き続き、指標改善の取組に努めなければなりません。

主な財政指標の推移

年 度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指 標						
	経常収支比率	89.5	90.5	88.0	89.8	91.0
健全化判断比率	実質赤字比率					
	" 早期健全化基準	12.75	12.74	12.74	12.75	12.73
	" 財政再生基準	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
	連結実質赤字比率					
	" 早期健全化基準	17.75	17.74	17.74	17.75	17.73
	" 財政再生基準	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00
	実質公債費比率	14.8	14.2	13.5	12.7	12.0
	" 早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
	" 財政再生基準	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
	将来負担比率	113.9	103.7	90.4	89.1	79.1
" 早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	
" 財政再生基準						

(4) 市債残高の状況

市債残高については、普通建設事業の重点化や新規発行額の抑制などにより、通常の借入分に係る残高は、年々着実に減少しています。

しかし、臨時財政対策債に係る分が増加しているため、市全体の残高は微減で推移しています。今後も、将来負担を考慮した計画的な市債発行に努める必要があります。

市債残高の推移

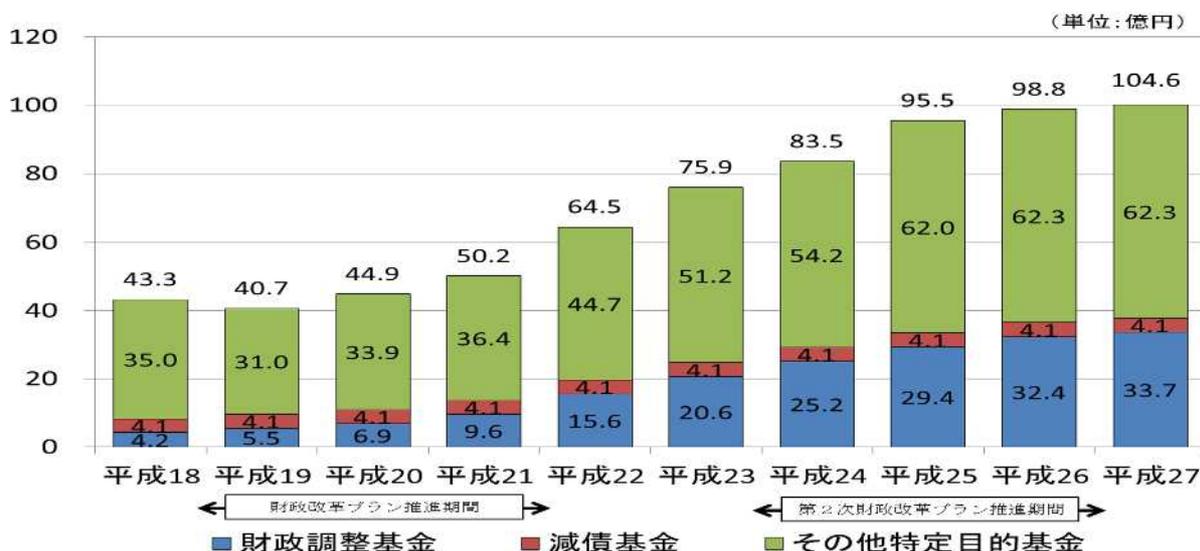


(5) 基金残高の状況

基金残高については、過去の大型事業などの影響により、平成19年度までは低調に推移していましたが、行政改革大綱や財政改革プランに基づく経常経費削減などに努めた結果、近年は、基金取崩しの抑制が図られ、積み増しができています。

しかし、今後は、歳入の状況などによる基金取崩しが想定されますので、将来を見据えた計画的な活用を図ることが重要です。

基金残高の推移

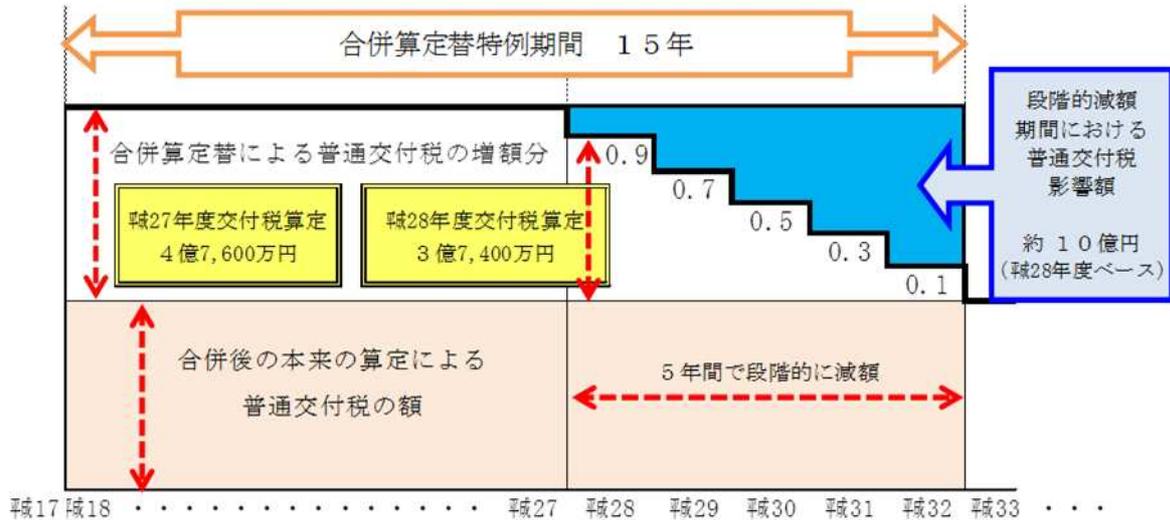


(6) 合併特例期間後の地方交付税の推移 (平成29年度～平成32年度)

平成の大合併により合併した市町村においては、旧合併特例法に基づき、合併後10年間は普通交付税の算定の特例「合併算定替¹⁵」が適用されますが、特例期間終了後は、5年間の経過措置を経ながら段階的に減額されます。

平成17年度に合併を行った本市は、平成18年度から平成27年度までは特例措置を受けていましたが、平成28年度以降、段階的に減額されることになります。

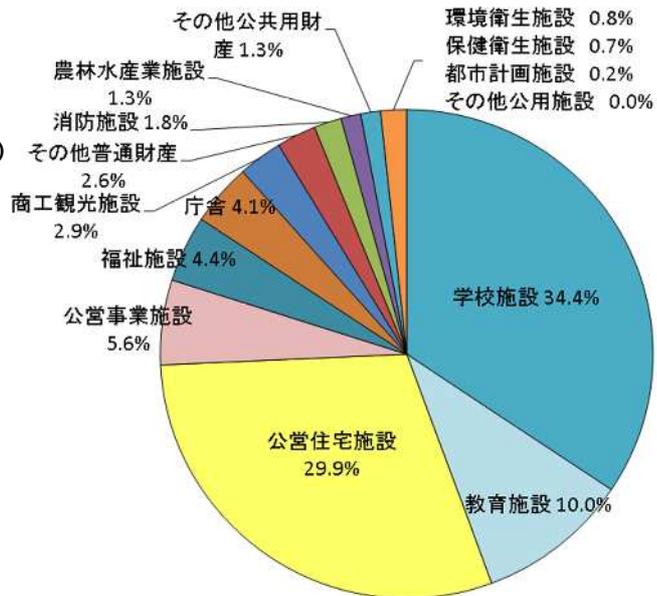
普通交付税の推移



(7) 公共施設 (建物系施設) の保有状況

本市が保有している公共施設のうち、建物系施設は352施設あり、総延床面積は約30万㎡です。用途別の保有状況は、延床面積の割合で見ると、学校施設や教育施設、公営住宅施設が全体の約75%を占めています。

公共施設 (建物系施設) の用途別の保有状況 (面積割合・平成26年度末時点)



用語説明

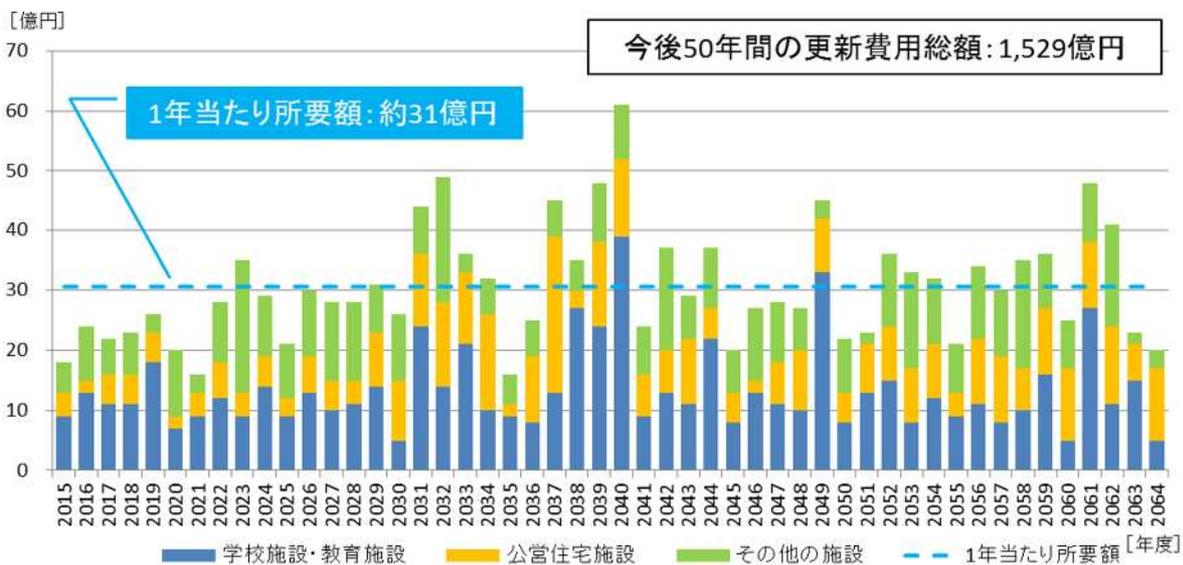
15 合併算定替 市町村合併後も、合併がなかったものと仮定し、合併前の旧市町村ごとに算定した地方交付税の合算額が交付されます。合併算定替の特定期間は、合併後15年度(最後の5年度で段階的に減額)です。

また、建物系施設を築年度別に見ると、特に昭和40年代から昭和60年代までに整備されたものが多く、高度経済成長期と人口増加を背景に、学校施設や公営住宅施設など、様々な施設の整備が進められてきたことがわかります。

本市が保有している建物系施設の全てを、現在の規模で将来にわたって維持することを前提として、今後50年間の改修・更新費用を推計すると1,529億円が必要となる見込みです。1年あたりに換算すると約31億円となり、更に、道路や橋りょうなどのインフラ系施設の改修・更新費用を加えると、1年あたり約45億円に達する見込みです。

厳しい財政状況の中、本市が保有する全ての公共施設を現在の規模で維持・管理していくことは難しい状況であるため、人口構造や市民ニーズの変化への対応、既存の公共施設に求められる機能を考慮した公共施設の運営、維持管理、更新などの取組を進めていく必要があります。

公共施設（建物系施設）の更新費用の推計



(資料：平成26年度末の保有状況を基に公共施設マネジメント支援システムより推計)

公共施設（インフラ系施設）の更新費用の推計

項目		数量	総整備所要額	1年あたり所要額	推計期間
道路	一般道路	実延長	586,858 m	467.2億円	11.7億円
		面積	3,704,772 m ²		
	自転車歩行者道	実延長	10,534 m		
		面積	40,274 m ²		
橋りょう	実延長	5,237 m	104.3億円	2.6億円	
	面積	34,919 m ²			
小計			571.5億円	14.3億円	40年間
上水道 (簡易水道含む)	管延長	462,644 m	455.0億円	11.4億円	
下水道 (公共下水道・農業集落排水)	管延長	263,096 m	261.0億円	6.5億円	
小計			716.0億円	17.9億円	
合計			1,287.5億円	32.2億円	

(資料：平成26年度末の数量を基に総務省が推奨する試算条件により推計)

(8) 中期財政見通し (平成 2 9 年度 ~ 平成 3 2 年度)

前述の本市の財政状況をもとに、本大綱推進期間における普通会計ベースによる財政収支の試算を行いました。なお、地方財政制度は現行制度に変更がないものとします。

【試算の前提条件】

歳入

- ア 個人・法人市民税... 1 8 歳 ~ 6 4 歳の人口推計 (国立社会保障・人口問題研究所による推計) 及び名目経済成長率 (「 中長期の経済財政に関する試算」 (平成 2 8 年 7 月内閣府)) を考慮しています。
- イ 固定資産税... 平成 3 0 年度は評価替えによる減額を考慮しています。
- ウ 地方譲与税等... 平成 3 1 年度まで横ばい、平成 3 2 年度は、平成 3 1 年 1 0 月に予定されている消費税率 1 0 % への引上げに伴う地方消費税交付金の増を見込んでいます。
- エ 地方交付税... 臨時財政対策債を含めて試算しています。普通交付税は、平成 2 8 年度からの合併特例期間終了に伴う段階的減額を反映し、特別交付税も過去の増減率の推移から、減額で試算しています。
- オ 国県支出金... 扶助費や投資的経費などの各歳出項目に伴う増減を考慮しています。
- カ 市債... 平成 2 9 年度は新庁舎建設事業に伴う借入を見込み、平成 3 0 年度以降は 2 0 億円で固定しています。
- キ その他の歳入... 新庁舎建設事業に伴う基金からの繰入金などを見込んでいます。

歳出

- ア 人件費... 定数及び単価は据え置き、退職手当は定年退職予定数を見込んでいます。
- イ 扶助費... 過去の増減率の推移から、年 1 . 1 6 % 程度の伸びで試算しています。
- ウ 公債費... これまでの市債発行額に応じた償還額に、新規発行に対する償還金見込額を加算しています。
- エ 普通建設事業費... 平成 2 9 年度から平成 3 0 年度までの新庁舎建設事業に要する費用を除き 3 6 億円で試算しています。(市民 1 人当たり約 6 万円で試算)
- オ 物件費... 平成 2 9 年度は新庁舎建設事業に伴う経費を見込み、平成 3 1 年度以降は消費税率引上げ分を考慮しています。
- カ その他の歳出... 費目ごとに過去の増減率の推移や現行制度に基づき試算しています。

過去の決算及び平成 2 8 年度現計予算額をベースに、上記の条件により試算したものであり、今後の経済情勢や地方財政制度によって変動する可能性があります。

中期財政見通し＜平成29年度～平成32年度＞

(単位：百万円・%)

区 分	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	
市 税	7,130	0.29	7,046	1.18	7,066	0.28	7,086	0.29	
地 方 譲 与 税 等	1,578	0.00	1,578	0.00	1,578	0.00	1,678	6.34	
地 方 交 付 税	7,882	1.77	7,781	1.27	7,681	1.28	7,582	1.29	
うち 普通交付税 (臨時財政対策債を含む)	7,165	1.71	7,082	1.16	6,998	1.17	6,915	1.19	
国 県 支 出 金	7,700	1.10	7,887	2.42	7,984	1.23	8,060	0.96	
市 債 (臨時財政対策債を除く)	3,915	33.83	2,000	48.92	2,000	0.00	2,000	0.00	
そ の 他	3,155	3.68	2,926	7.26	2,813	3.86	2,894	2.88	
歳 入 合 計	31,360	2.94	29,218	6.83	29,122	0.33	29,300	0.61	
義 務 的 経 費	人 件 費	4,786	1.10	4,830	0.92	4,877	0.99	4,902	0.51
	うち 退職手当	252	20.22	298	18.09	471	58.07	511	8.36
	扶 助 費	7,947	1.16	8,040	1.16	8,133	1.16	8,228	1.17
	公 債 費	3,819	2.57	3,516	7.94	3,639	3.52	3,681	1.14
	小 計	16,552	0.26	16,386	1.01	16,649	1.62	16,811	0.97
投 資 的 経 費	6,095	14.21	4,000	34.37	3,600	10.00	3,600	0.00	
そ の 他 の 経 費	9,345	4.53	9,165	1.93	9,189	0.26	9,287	1.06	
	うち 物件費	3,409	10.42	3,242	4.91	3,304	1.93	3,368	1.93
	うち 補助費等	2,441	0.50	2,428	0.50	2,416	0.50	2,404	0.50
	うち 繰出金	2,434	1.76	2,477	1.76	2,520	1.76	2,565	1.76
歳 出 合 計	31,992	3.91	29,551	7.63	29,438	0.37	29,698	0.88	
収 支 差	632		333		316		398		

新たな行財政改革の基本的な考え方

1 本大綱の位置付け

この行財政改革大綱は、本市の目指す将来像を示した「第2次日向市総合計画」を着実に推進するため、施策や組織体制のあり方、財政健全化への取組を示す指針です。

そのためには、これまでの現状と今後の課題を踏まえ、本市の行財政改革の基本方針を定め、持続可能な行財政経営を目指すことが重要であり、今まで個々の計画としていた「行政改革大綱」と「財政改革プラン」を一本化し、「行財政改革大綱」として新たに策定することで、行財政基盤の更なる強化を図り、より一体的な取組を推進していきます。

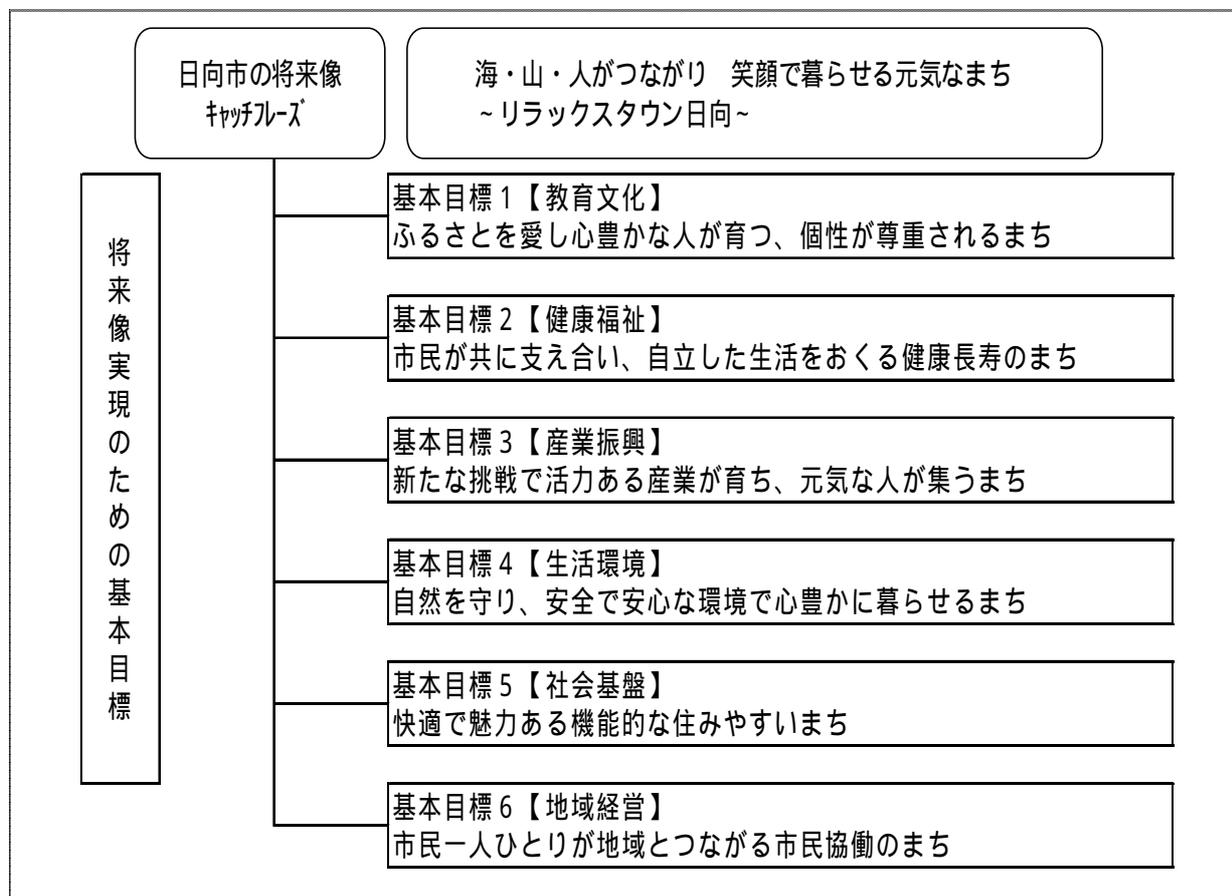
2 推進期間

「行財政改革大綱」の推進期間は、「第2次日向市総合計画」の前期計画と合わせて平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

3 基本的な方向性

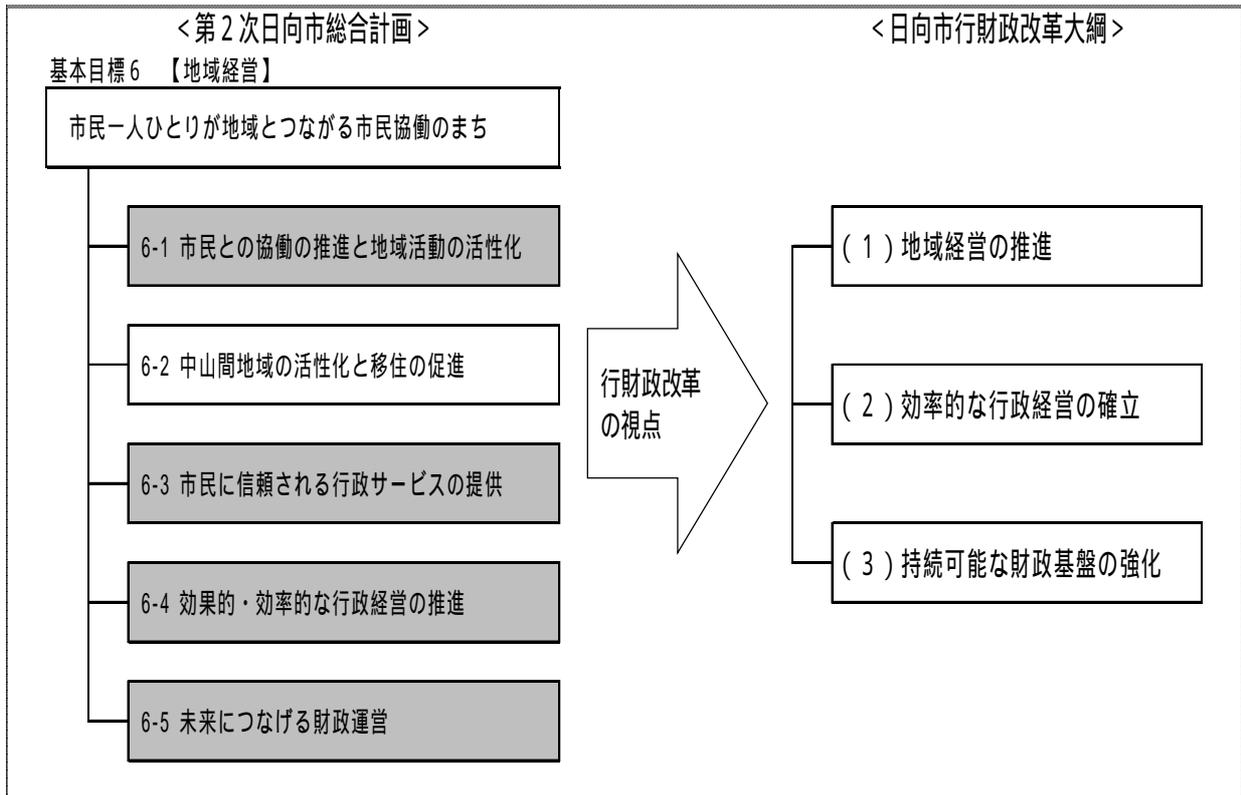
「第2次日向市総合計画」では、本市の将来像である「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち ~リラックスタウン日向~」を実現するため、6つの基本目標を設定しています。

「第2次日向市総合計画」の基本目標



6つの基本目標の下にはそれぞれ施策が設定されています。本大綱では、基本目標6【地域経営】の「6-1 市民との協働の推進と地域活動の活性化」「6-3 市民に信頼される行政サービスの提供」「6-4 効果的・効率的な行政経営の推進」「6-5 未来につなげる財政運営」の施策を実現するため「(1)地域経営の推進」「(2)効率的な行政経営の確立」「(3)持続可能な財政基盤の強化」に取り組みます。

「第2次日向市総合計画」と「日向市行財政改革大綱」の関係



(1) 地域経営の推進

地方自治体は、地方分権の担い手として効率的な行政経営を行うことが重要です。

また、多様化・複雑化する市民ニーズに対応していくため、市民の視点に立ったサービスの提供が求められます。

そのため、広報ひゅうがやホームページ、SNSをはじめ様々な媒体を活用し、積極的に市民への情報発信を行うとともに、広聴機能を充実させ、あらゆる機会を活用し、幅広く市民の意見を聴くなど市民ニーズの把握に努め、今後の市政運営に活かします。

また、市民サービスの拠点となる庁舎が利用しやすい施設となるよう、住民票や税証明などの証明書の発行窓口の統一化や分かりやすい案内表示など機能強化を図ります。

さらに、市民、NPO¹⁶、企業など地域を構成するあらゆる主体との協働により、地域課題の解決や地域の特性を最大限に活かした魅力あふれる地域づくりを進め、「自助・共助・公助」のバランスの取れた地域社会づくりを推進します。

(2) 効率的な行政経営の確立

今後も厳しい財政状況が予想される中、限られた財源で多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、市民に信頼される行政経営を行うためには、より簡素で効率的な行政経営に取り組んでいくことが求められます。

そのためには、民間活力の導入、事務事業や組織機構の適切な見直しなどを積極的かつ柔軟に行い、適正な定員管理と市民サービスの向上に努めます。

また、「日向市人財育成基本方針¹⁷」に基づき、「職場」「研修制度」「人事制度」を連携することで職員の能力や組織力を向上させるとともに、職員の意識改革を図ります。

(3) 持続可能な財政基盤の強化

生産年齢人口の減少に伴う税収減や合併特例期間の終了に伴う普通交付税の減などの歳入の減少に加え、社会保障費などの歳出増加が懸念される厳しい財政状況の中においても、本市の実情に沿った市民サービスを将来にわたって安定的に提供するため、中長期的な視野に立った持続可能な財政基盤づくりが必要です。

そのため、真に必要な市民ニーズを把握し、事業の選択と集中に努めるとともに、実効性のある財源確保の取組を強化するなど、歳入確保と歳出削減の一体的な取組を推進します。

また、将来世代の負担も考慮し、計画的な市債の発行や基金の活用、公共施設の適切な維持管理などに努め、安定的で健全な財政運営を図ります。

用語説明

- 16 NPO Non Profit Organization の略で、「民間非営利組織」と訳されます。NPO の概念としてどのような団体を含むのかについては様々な考え方があり、統一された使い方はありません。本大綱では、NPO 法人、ボランティア団体、市民活動団体などのほか、自治公民館、PTA なども対象範囲としています。
- 17 日向市人財育成基本方針 人材育成の基本理念や理想となる職員像を示したもので、「私たちは日向市を愛し、情熱を持ってチャレンジし、サービス NO.1 をめざします」を基本理念として掲げています。「人財」という言葉には「組織は、職員の個性を活きた財産として捉え、職員は、組織にならなくてはならない存在として努力する」という意味が込められています。

4 主な財政目標

これまでの検証及び課題を踏まえ、本大綱の基本的な方向性に沿った取組を着実に推進し、財政健全化を図るため、推進期間終了時（平成32年度末）における財政目標を設定しました。

(1) 収支不足見込額の改善

平成28年度から、合併特例期間の終了に伴う普通交付税の段階的減額が始まったことに加え、社会保障費や公共施設の維持管理費などの歳出増加により、本市の財政状況は一段と厳しさを増すことが予想されるため、平成29年度から平成32年度までの中期財政見通しにおける収支不足見込額が累計で約16億8千万円となっています。

本大綱に基づく行財政改革の取組を推進することで、「約16億8千万円」の収支不足見込額を解消し、さらに各年度の実質収支において一定額の黒字を確保することを目標とします。

(2) 市債残高の圧縮

将来を見据えた健全な財政運営を実現するためには、財政硬直化の要因となる公債費の抑制と市債残高の圧縮が必要不可欠です。

本市の市債残高は、これまでの取組により、平成22年度をピークに減少傾向にありますが、平成28年度から平成29年度までは新庁舎建設事業に伴う多額の市債発行（合併特例債）を予定していますので、市債残高が増加する見込みです。

そのため、平成32年度末における市債残高目標を、この新庁舎建設事業に伴う市債を加味した「約350億円（普通会計ベース）」以下に圧縮することと設定し、これまで以上に市債の計画的な発行に努めます。

(3) 主な財政指標の改善

経常収支比率や健全化判断比率などの財政指標は、地方公共団体の債務や財政状況を表す目安です。本市の数値は、これまでの行財政改革の取組により改善傾向にあると言えますが、過去の大型事業などにより、県内他市や類似団体と比較すると依然として高い水準にあります。

これらの数値算定にあたっては、歳入・歳出の執行状況はもとより、市債や基金の残高も重要な要素になりますが、本市は、平成29年度以降、普通交付税の減などによる歳入減や新庁舎建設に伴う市債発行と基金取崩しなどが見込まれ、数値の一時的な上昇が想定されます。

そのため、平成32年度末における各数値目標を、平成27年度決算における数値「経常収支比率91.0%」「実質公債費比率12.0%」「将来負担比率79.1%」以下に抑制することと設定し、引き続き、歳入確保・歳出削減の両面からの取組、市債残高の圧縮及び基金の確保に努め、各財政指標の改善を図ります。

具体的な取組

本大綱では、前述の基本的な方向性を達成するため、次のとおり具体的な取組を行います。

1 地域経営の推進

(1) 市民に分かりやすい市政情報の発信

広報ひゅうが、ホームページ、SNSをはじめ新聞やテレビ、ラジオなどを活用した情報提供を行っていますが、市民との更なる情報共有を図るため、情報発信の充実に取り組みます。

市民の声を広く聴くための座談会を開催するなど広聴機能の充実に取り組みます。

(2) 市民サービスの充実

窓口での利便性を向上するため、同じフロアで市民サービスのほとんどが完了する「ワンフロアサービス」の導入や住民票、税証明などの証明書発行窓口の統一、総合案内の充実など、窓口サービスの向上に努めます。

市民サービスの充実を図るため、ICT化を推進し、マイナンバー制度を活用したマイナンバーカードの独自利用の導入など、電子行政サービスに取り組みます。

(3) 市民との協働の推進と地域活動の活性化

自治会(区)の活動を支援し、区加入を促進します。

「地域のあり方は、地域が決め、地域が担う」という地域経営の理念の下、地域住民が主体となった地域づくりを推進します。

NPOの活動を支援し、地域づくりの担い手となる人材の育成に取り組みます。

2 効率的な行政経営の確立

(1) 積極的かつ効果的な民間活力の導入

「民間にできることは民間に委ねる」という基本方針に基づき、市のあらゆる業務についてその必要性や効果を検証しながら、積極的かつ効果的な民間活力の導入を検討します。市民サービスの向上と公の施設の管理運営の効率化を図るため、行政の責任を担保した上で、できる限り民間のノウハウを活用し指定管理者制度¹⁸の導入施設の拡大を検討します。

(2) 簡素で効率的な組織の運営

「第2次日向市総合計画」に基づく施策を着実に推進するため、行政経営システムの充実強化を図り、部局経営方針や行政評価¹⁹制度の見直しを行います。

組織力の強化を図るため、社会経済情勢の変化に応じた組織編制の見直し、職場内の情報共有に努めます。

効率的な事務執行体制の確立を図るため、広域連携の強化、事務事業の統廃合、事務処理手順の見直しを行います。

適正文書管理を図るため、保存文書の基準の見直しや文書量の削減を行います。

(3) 人材の育成・活用

人事評価制度の運用により組織力を強化するとともに、「できない理由」ではなく「できる方法」を考え積極的にチャレンジする」職員の意識改革と人材育成に取り組みます。

大規模災害の発生時に、膨大な災害対応業務に加え、優先すべき通常業務を継続して行うことができるよう、業務継続計画に基づく職員研修や訓練を行います。

女性の視点を活かした政策形成や職場環境づくりを推進するため、係長職以上における女性職員の割合を増やします。

多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、任期付職員や非常勤嘱託員など業務の特性に応じた多様な任用形態による人材の活用を図ります。

(4) 定員管理・給与の適正化

時間外勤務の縮減を図るため、ノー残業デーの取組を推進し、時差式出勤制度の導入を検討します。

市民サービスの低下を招くことがないよう、民間活力の導入や事務事業の見直しを行いながら適正な定員管理に努め、国、県の動向や社会経済情勢の変化を踏まえながら、給与制度の適正化に取り組みます。

用語説明

- 18 指定管理者制度 地方自治体やその外郭団体に限定されていた公の施設の管理運営を、議会の議決を経て指定された民間企業や団体などにも管理運営させることができる制度です。
- 19 行政評価 施策や事務事業の目的を明らかにして目標を数値で設定し、成果を客観的に評価し、その結果を予算や事業計画に反映させる手法です。

3 持続可能な財政基盤の強化

(1) 経営視点に立った財政運営

地方公会計制度²⁰において作成する財務書類によって、現金主義・単式簿記だけでは見えにくい市の資産や債務状況の的確な把握を行い、財政の透明性を高めるとともに、予算編成などへの活用を図ります。

公共施設の老朽化に伴う多額の更新費用に対応するため、社会経済情勢や市民ニーズの変化を見極めながら施設の更新、統合、廃止の最適化に取り組むとともに、適正な維持管理、長寿命化、PPP²¹/PFI²²手法による財政負担の軽減と平準化を図ります。

公共施設や行政サービスの維持に要するコストの見直しとあわせて、受益と負担の公平性の観点から、使用料・手数料の適正化を図ります。

市の財政負担軽減の観点から、第三セクター²³に対しては、自立経営を原則とした経営健全化の取組を促進し、経営状況の点検・評価及び適切な指導を行うとともに、統廃合も含めた今後のあり方や公的支援について検討を行います。

公営企業は、独立採算制を原則とした健全な経営が求められます。将来にわたり安定した経営を視野に入れ、経営状況の的確な把握とともに適切な経営分析を行い、より一層の経営健全性の確保と経営基盤の強化を図ります。

用語説明

- 20 地方公会計制度 「現金主義・単式簿記」による、これまでの地方自治体の会計制度に、「発生主義・複式簿記」といった企業会計の要素を盛り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況などをわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化を目指すことを目的とした制度です。
- 21 PPP パブリック・プライベート・パートナーシップの略で、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のことです。PPPの中には、PFI(22)、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングも含まれます。
- 22 PFI プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、PPPのうち代表的な手法の一つです。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスを提供するという考え方です。
- 23 第三セクター 地方自治体(第一セクター)と民間企業(第二セクター)が共同出資して設立運営する法人のことです。本市には株式会社日向サンパーク温泉、日向青果地方卸売市場株式会社、株式会社東郷ふるさと公社、公益財団法人日向文化振興事業団の4団体があります。

(2) 自主財源等の歳入確保

市税、国民健康保険税、介護保険料、市営住宅使用料、保育料など市が保有する債権について、職員の更なる債権管理意識の醸成を図りながら、未収債権の圧縮に取り組みます。税負担の公正性・公平性の観点から、適正な課税客体の把握と徴収に努め、安定した税収の確保を図ります。

ふるさと日向市応援寄附金について、本市特産品の普及拡大や寄附者の増加に取り組み、寄附金の拡大を図ります。

社会経済情勢の変化に対応しながら、国債や地方債などの債券による資金運用や、ごみ処理の有料化などの導入を検討します。

ホームページのバナー、ぷらっとバス、共用封筒などの広告掲載事業の拡充に引き続き取り組むとともに、未利用資産の活用などを検討し、新たな財源の確保に努めます。

(3) 不断の歳出改革と将来負担の軽減

厳しい財政状況の中、将来にわたって安定した市民サービスを提供していくため、人件費、物件費、補助費などの経常経費の削減に努めます。特に補助金についてはその必要性や効果の検証と見直しを行い、適正な運用を図ります。

限られた財源を「第2次日向市総合計画」に掲げる施策などに重点的に配分するため、事務事業の見直しや普通建設事業の重点化などを推進し、スクラップアンドビルドを原則とした事業の選択と集中を図ります。

普通建設事業の財源として、世代間の公平な負担を図るために市債を活用しますが、将来世代の負担を必要最低限に留めるため、新庁舎建設事業分を除き、市債の新規発行額を元金償還額以内に抑制することで市債残高の圧縮を図ります。

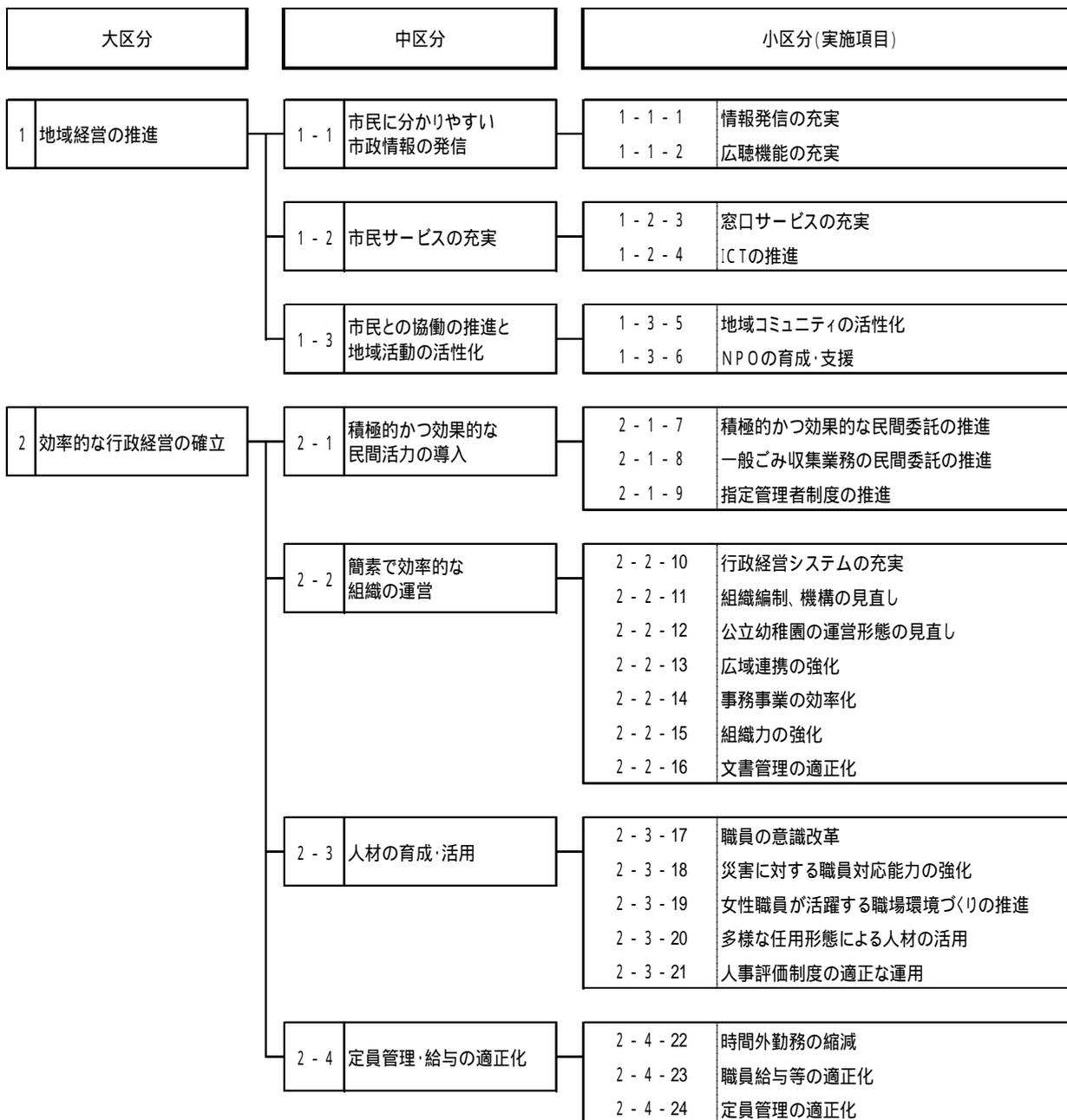
安定した財政運営の基盤となる財政調整積立基金や公共施設整備等資金積立基金については、基金残高に留意しながら、計画的な運用を図ります。

4 実施計画

具体的な数値目標や指標を設定し、取組項目を取りまとめた「実施計画」を策定します。

各実施項目の取組内容については、社会経済情勢の変化に応じて見直しを行い、その成果については毎年公表します。

実施計画体系図

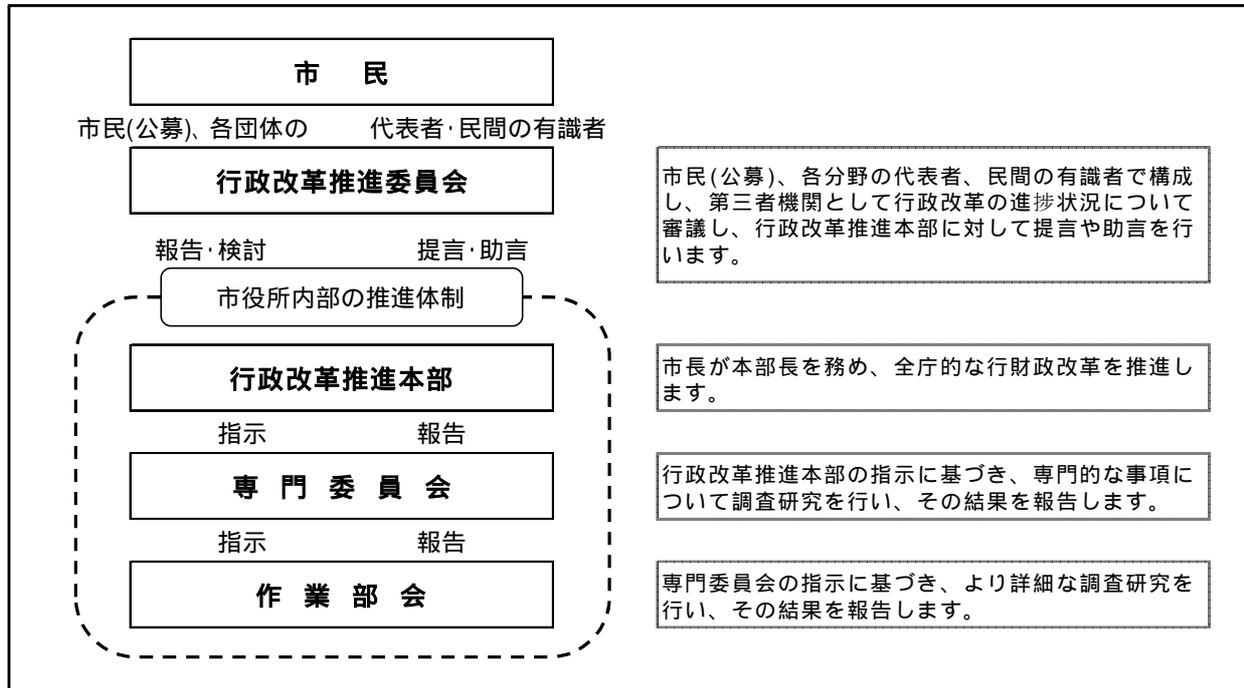


大区分		中区分		小区分(実施項目)	
3	持続可能な財政基盤の強化	3 - 1	経営視点に立った財政運営	3 - 1 - 25	地方公会計制度の推進
				3 - 1 - 26	公共施設マネジメントの推進
				3 - 1 - 27	使用料、手数料の見直し
				3 - 1 - 28	第三セクターの経営健全化 (株)日向サンパーク温泉の経営健全化 日向青果地方卸売市場(株)の経営健全化 (株)東郷町ふるさと公社の経営健全化 (公財)日向文化振興事業団の経営健全化
				3 - 1 - 29 -	水道事業の経営健全化
				3 - 1 - 29 -	下水道事業の経営健全化
				3 - 1 - 29 -	病院事業の経営健全化
		3 - 2	自主財源等の歳入確保	3 - 2 - 30	債権管理の推進 市税の収納率の向上 国民健康保険税の収納率の向上 保育料の収納率の向上 水道料金の収納率の向上 住宅使用料の収納率の向上 介護保険料の収納率の向上
				3 - 2 - 31	ごみ処理の有料化
				3 - 2 - 32	広告掲載事業の拡充
				3 - 2 - 33	ふるさと日向市応援寄附金事業の拡充
				3 - 2 - 34	資金運用の強化
		3 - 3	不断の歳出改革と将来負担の軽減	3 - 3 - 35	財政指標の改善
				3 - 3 - 36	市債残高の圧縮
				3 - 3 - 37	基金の計画的な活用
				3 - 3 - 38	補助金制度の適正な運用

(参考資料)

推進体制

推進体制のイメージ



行政改革推進委員会委員名簿

No.	団体名	氏名	委員会役職
1	市内中小企業代表	安藤 公一	会長
2	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会	新名 恵美子	職務代理者
3	日向市区長公民館長連合会	沖田 實美	委員
4	日向市PTA協議会	美根 香奈子	委員
5	日向商工会議所	黒木 正一	委員
6	東郷町商工会	那須 茂樹	委員
7	日向地区労組会議	鈴木 浩	委員
8	公益社団法人 日向市シルバー人材センター	尾崎 光一	委員
9	一般社団法人 日向青年会議所	黒木 章光	委員
10	日向市民生委員児童委員協議会	若藤 拓男	委員
11	金曜会	堀内 久弘	委員
12	日向市行政評価委員	椎葉 哲男	委員
13	市民代表	川畑 孝博	委員
14	市民代表	甲斐 悟	委員
15	市民代表	菊池 茂	委員

行政改革推進本部本部員名簿

No.	推進本部役職	役 職	氏 名
1	本 部 長	市 長	十 屋 幸 平
2	副 本 部 長	副 市 長	坂 元 修 一
3	本 部 員	教 育 長	今 村 卓 也
4	本 部 員	産業集積・物流担当理事	甲 斐 敏
5	本 部 員	総合政策部長	大 石 真 一
6	本 部 員	総務部長	門 脇 功 郎
7	本 部 員	市民環境部長	黒 木 雅 由
8	本 部 員	健康福祉部長	三 輪 勝 広
9	本 部 員	産業経済部長	清 水 邦 彦
10	本 部 員	建設部長	藤 元 秀 之
11	本 部 員	会計管理者	吉 野 千 草
12	本 部 員	上下水道局長	御 手 洗 幸 二
13	本 部 員	消防長	海 野 茂 実
14	本 部 員	教育部長	野 別 知 孝

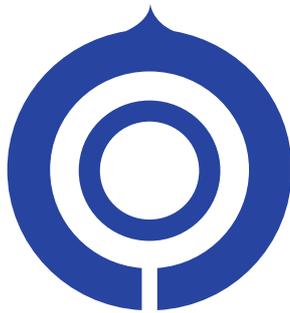
行政改革推進本部専門委員会委員名簿

No.	専門委員会役職	役 職	氏 名
1	会 長	総務部長	門 脇 功 郎
2	副 会 長	職員課長	田 中 藤 男
3	委 員	総合政策課長	神 崎 康 徳
4	委 員	総務課長	黒 木 升 男
5	委 員	財政課長	日 高 章 司
6	委 員	税務課長	鳥 越 勉
7	委 員	福祉課長	水 野 重 信
8	委 員	商工港湾課長	稲 田 利 文
9	委 員	都市政策課長	中 城 慎 一 郎
10	委 員	東郷地域振興課長	清 水 昭 生
11	委 員	学校教育課長	塩 月 勝 比 呂
12	委 員	下水道課長	松 尾 昇 一
13	委 員	職員代表	糸 平 和 紀
14	委 員	職員代表	甲 斐 安 孝
15	委 員	職員代表	井 上 達 也

策定経過

年 月 日	事 項
平成28年4月19日	第1回 日向市行政改革推進本部専門委員会
28日	第1回 日向市行政改革推進本部会
6月27日	第2回 日向市行政改革推進本部専門委員会
7月11日	第2回 日向市行政改革推進本部会
25日	第1回 日向市行政改革推進委員会
8月24日	第3回 日向市行政改革推進本部専門委員会
11月 1日	第6回 日向市行政改革推進本部専門委員会
11日	第3回 日向市行政改革推進本部会
16日	第2回 日向市行政改革推進委員会
24日	第7回 日向市行政改革推進本部専門委員会
28日	第4回 日向市行政改革推進本部会
12月16日	議会全員協議会（報告）
	パブリックコメント（～1月6日）
20日	第3回 日向市行政改革推進委員会
平成29年1月11日	第8回 日向市行政改革推進本部専門委員会
16日	第5回 日向市行政改革推進本部会
31日	日向市市議会へ上程

第4回・第5回 日向市行政改革推進本部専門委員会は策定以外の議題で開催しています。



日向市

〒883-8555 日向市本町10番5号

TEL. 0982-52-2111 (代表)

(総務部職員課・財政課)

<http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/>

(日向市役所ホームページ)